

(オープンカウンター公告)

次のとおり公告する。

平成25年3月1日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 丹保憲仁

(担当部局：栽培水産試験場)

## 1 契約に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

平成25年度栽培水産試験場庁舎清掃業務 一式

(2) 履行場所

室蘭市舟見町1-156-3 栽培水産試験場

(3) 契約期間

平成25年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 業務概要 別途提示

## 2 参加する者に必要な資格等

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年度北海道告示第7号又は平成24年度北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃業務の資格を有すること。

(2) 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を現在停止されていないこと。

(3) 暴力団関係者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 室蘭・伊達・登別市内に本・支店、事業所等を有し、室蘭市内での履行が可能であって、本業務における清掃員体制3名配置できること。かつ、基本的に周年同一清掃員で履行可能であること。

(5) 直前2営業年度(24か月に満たない場合は24月分)に、今般の業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

## 3 官公需適格組合の資格の特例

経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有する中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「官公需適格組合」という。)にあっては、官公需適格組合が締結した契約を含む。

## 4 契約条項を示す場所

室蘭市舟見町1丁目156-3

地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場総務課

電話番号 0143-22-2320

## 5 見積参加申請書及び見積書の提出場所及び提出時期

(1) 提出場所：室蘭市舟見町1丁目156-3 栽培水産試験場総務課

(2) 提出時期：見積参加申請書は本公告日の翌日から10日間（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く）毎日9時から17時まで  
見積書は、3月19日17時まで。

(3) 申請受理後、見積書の提出について別途通知するので、その指示により見積書を期日までに提出してください。

## 6 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除は、道総研会計事務取扱規則第37条の定めるところによる。

## 7 仕様等の閲覧に関する事項

(1) 閲覧場所 室蘭市舟見町1丁目156-3

地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場総務課

(2) 閲覧方法 (1)の場所で閲覧する。

## 8 送付による見積書提出の可否

可 (郵送の場合、封筒のおもてに「清掃業務に係る見積書在中」などと明記のうえ、書留あるいは特定記録等、配達を確認できる郵送方法等によること。)

## 9 契約者の決定

会計事務取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって見積り（有効な見積に限る）した者を契約者とする。

## 10 契約書（請書）作成の要否

請書を作成する。

## 11 その他

(1) 2に規定する資格を有しない者の提出した見積、及びこの公告に定める条件に反した見積は、無効となります。

(2) 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額（「消費税等」という。）を含めた金額を記載すること。

イ 契約の相手方となった者は、決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約者（年間委任状、見積書等の宛名）

「地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 丹保憲仁」 宛て

(4) 前金払はしない。

(5) 概算払はしない。

(6) 部分払しない。（各月の履行完済部分について、原則、毎月25日に支払い。）

(7) 見積提出者が1人の場合であっても、執行する。

(8) この契約は、取りやめること又は延期することがある。

## 見積心得（オープンカウンター方式）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場

栽培水産試験場（以下、「栽培水試」という。）が、あらかじめ見積相手方を特定せず、参加を希望する者からの見積書提出により受注者を決定する方法（以下、「オープンカウンター方式」という。）を実施するにあたり、参加希望者は、下記の記載事項を遵守してください。

### 記

#### 1 参加資格等

本方式に参加し、見積書を提出できる者は次に掲げる事項を満足する者とする。

- （１）本心得に記載する内容を遵守する者であること。
- （２）オープンカウンター方式参加資格を有していること。

#### 2 有資格者への通知等

契約事務担当者は、オープンカウンター方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項をホームページ及び掲示板に掲示するものとする。

- （１）件名
- （２）仕様書等の設置場所
- （３）オープンカウンター方式見積の開始時期
- （４）参加資格等
- （５）仕様説明会の有無
- （６）見積提出期限及び提出場所
- （７）見積結果の開披日時及び場所
- （８）契約書作成の有無
- （９）問い合わせ先
- （１０）その他

#### 3 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- （１）参加資格を有しない者のした見積
- （２）記名押印を欠く見積書による見積
- （３）金額を訂正した見積書による見積
- （４）誤字脱字等により意思表示が明確でない見積書による見積

- (5) 公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したと認められる者による見積
- (6) 金額、物件名の記載のない見積
- (7) 本心得を遵守しない者のした見積
- (8) 仕様説明会を開催した場合においては、同説明会に出席しない者及び特別の理由無く遅刻した者のした見積
- (9) 契約事務担当者が指定した時間内に見積書を提出しない者のした見積

## 5 案件の提示場所

案件の提示場所は、栽培水試内掲示板、または当場のホームページとする。

## 6 質疑

仕様説明会を開催する案件については、その場で質疑を受け付けるものとし、仕様説明会を開催しない案件については、以下において受け付ける。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構栽培水産試験場

電話0143-22-2320

## 7 契約者の決定

見積りの結果、見積参加者がした見積りの内、無効のものを除き見積価格が予定価格の最低の者を契約予定者として決定する。ただし、予定価格が500万円を超えない随意契約で、契約担当者が予定価格調書その他書面による予定価格積算資料を省略しても支障ないと認めるものについては、補助職員が作成した予定価格積算資料等（以下「積算資料」という。）をもって予定価格に代えるものとする。

## 8 同価見積

見積りを徴した結果、予定価格若しくは積算資料の範囲内の見積りであって、かつ最低価格が同価見積であったときは、契約事務担当者が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせ契約予定者を決定する。ただし、当該見積をした者のうちにくじを引かない者がいるときは、当該事務に関係のない職員等に、くじを引かせるものとする。

## 9 再度見積

見積りを徴した結果、予定価格若しくは積算資料の範囲内の見積りがない場合は再度、見積りを徴することができる。この場合において、最低の価格をもって見積書を提出した参加者から随意契約の協議を行うことができるものとする。

## 10 参加者不在の取り扱い

見積提出期限までに見積書の提出がない場合は、契約事務担当者が別途選定した者へ見積を依

頼し、随意契約の協議を行うことができるものとする。

#### 11 見積結果の開披

見積の結果は契約予定者についてのみ通知する。なお、見積の結果は後日、契約事務担当者が指定する場所で閲覧に供する。

#### 12 契約保証金

契約保証金の納付については、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則等の定めるところによる。

#### 13 契約書（請書）等

（１）契約書は、道総研が定めた所定のものを使用する。ただし、契約書を省略できると契約事務担当者が認めた場合には、これを請書に代える、若しくはこれを省略することが出来るものとする。

（２）支払いは履行後、検査員等が履行確認を行い、履行されたこと（工事等の場合は検査に合格したこと）等を確認した後、適法な請求書を受領後、原則として毎月25日（ただし25日が金融機関の休業日の場合は、その直後の営業日とする）に支払いを受けるものとする。

#### 14 契約資格喪失

契約担当者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実を知った日から2年間の範囲内で契約の相手方とせず、又は本見積に参加させないことができるものとし、その通知は書面により行うものとする。

- （１）道総研機構の業務に関し、刑法その他の法令に定める罰則に触れる行為をした者
- （２）契約の履行に関し、故意に業務を粗雑に取り扱う等した者
- （３）公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正利益を得るために連合した者
- （４）契約予定者が契約締結すること又は解約の履行することを妨げた者
- （５）契約に関する調査にあたり、虚偽の申し出をした者
- （６）正当な事由なくして契約期間内に履行完了しなかった者又は履行完了の見込みがないことが明らかとなった者
- （７）契約の履行につき、不正行為があつた者
- （８）契約履行に関し、故意に機構の職員の指示に従わなかった者
- （９）契約事項に違反した者、又は正当な理由なく契約の履行を契約当初に定めた期限より著しく遅滞させた者

(オープンカウンター)

# 見積書

平成 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

(担当部局名：栽培水産試験場)

所在地

商号・名称

代表者職・氏名

(印)

(上記代理人)

住所

氏名

(印)

(担当者氏名)

電話番号

下記のとおり、御見積いたします。

案件番号

案件名称 平成25年度 栽培水産試験場庁舎清掃業務

	百	拾	万	千	百	拾	円
見積金額							

(うち、消費税及び地方消費税相当額

円)

注：金額は算用数字で記入する。

(オープンカウンター)

# 見積参加申込申請書

平成 年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長 様

(栽培水産試験場)

所在地

商号・名称

代表者職・氏名

印

(上記代理人) 住所

氏名

印

(担当者氏名)

電話番号

このことについて、下記のとおり提出いたします。

本書の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

契約案件名称 平成25年度 栽培水産試験場庁舎清掃業務

(参加要件)

- 平成23年度北海道告示第7号又は平成24年度北海道告示第9号に規定する庁舎等清掃業務の資格を有すること。
- 北海道及び北海道立総合研究機構が行う指名競争入札に関する指名を現在停止されていないこと。
- 暴力団関係者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- 室蘭・伊達・登別市内に本・支店、事業所等を有し、室蘭市内での履行が可能であって、本業務における清掃員体制3名配置できること。かつ、基本的に周年同一清掃員で履行可能であること。
- 直前2営業年度(24か月に満たない場合は24月分)に、今般の業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、かつ誠実に履行した者であること。

	1件目(類似実績)	2件目(類似実績)
ア) 業務名称 イ) 契約先名 ウ) 契約期間 エ) 契約金額 オ) 契約概要		